

許可後の注意事項

1 法令の遵守

許可を受けた建設業者として、建設業法の諸規定並びにその業務に関する他の法令の諸規定を遵守するよう努めなければなりません。

建設業法やその業務に関する他の法令に違反した場合、当該法令により罰せられるだけでなく、建設業法に基づき指示、営業の停止及び許可の取消処分等が行われる場合があります。

2 標識の掲示

—法第40条—

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい所に、次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗の掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称 代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

40 cm 以上

35 cm 以上

(2) 建設工事の現場に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称 代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号		
許可年月日			

35 cm 以上

25 cm 以上

<記載要項>

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

許可の更新は有効期間満了の三〇日前までに申請しなければなりません。

3 変更事項の届出

—法第11条—

詳しくは「変更事項届出書類一覧」をご覧ください。

4 廃業等の届出

—法第12条—

許可を受けた後、個人事業主が死亡、法人が消滅、解散したり、建設業を廃止した場合には、30日以内に廃業届〔様式第二十二号の四〕を所管の土木事務所に提出してください。

5 経営事項審査

国、地方公共団体等から直接工事を請け負う場合は、経営事項審査を受けなければなりません。経営事項審査結果通知の有効期間は、決算日から1年7ヵ月間ですので、毎営業年度終了後、速やかに経営事項審査の申請を行い、営業年度終了から7ヶ月以内に結果通知を受け取る必要があります。

6 提出先

提出先	所在地	所管区域
京都土木事務所	京都市左京区賀茂今井町10-4 TEL 075(701)0101	京都市(乙訓土木事務所管内を除く)
乙訓土木事務所	向日市上植野町馬立8 TEL 075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎町 京都市西京区(大枝、大原野)
山城北土木事務所	京田辺市田辺明田1 TEL 0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市 久御山町、井手町、宇治田原町
山城南土木事務所	木津川市木津上戸18-1 TEL 0774(72)1151	木津川市、笠置町、和束町 精華町、南山城村
南丹土木事務所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771(62)0025	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西土木事務所	福知山市篠尾新町1-91 TEL 0773(22)5115	福知山市
中丹東土木事務所	綾部市川糸町丁畠10-2 TEL 0773(42)1020	綾部市、舞鶴市
丹後土木事務所	宮津市吉原 2586-2 TEL 0772(22)3244	宮津市、京丹後市、宮津市 京丹後市、伊根町、与謝野町

7 申請様式の情報・ダウンロード

京都府のホームページからダウンロードできます。

※ホーム > 産業・しごと > 土木建築・基盤整備 > 建設業法(建設業許可・経営事項審査)等

8 申請用紙の販売先

京都府庁職員福利厚生センター1階 府庁生活協同組合コープガイド

<住所> 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 <電話> 075(414)0751